

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

開催日時	2026年2月4日（水）13：30 ～ 14：30				
開催場所	四国中央市消防防災センター3階大会議室	司会	鈴木	記録	合田・城戸
参加者 (敬称略)	板谷 淳一・脇 研二・青木悠・一柳 栄一・越智 寛・宗次和美・星川隆志・ 井下 敏・大西 由美子 以上出席委員9名（欠席：村尾 卓哉）				
事務局	福祉部長：合田 晃友 生活福祉課：田邊 真二・飛鷹 彩奈・城戸八重子 長寿支援課：片岡 圭子・合田 秀司・片山 昌俊 成年後見サポートセンター：藤原 邦彦・鈴木 豪・中川 貴仁・片岡由美子				
協 議 内 容					
<p>1. 開会（事務局 鈴木）</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和7年度四国中央市成年後見制度利用促進審議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日司会を務めさせていただきます成年後見サポートセンターの鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>2. 会長あいさつ (会長 越智)</p> <p>本日もお忙しい中、成年後見制度利用促進審議会にご参加いただきありがとうございます。会長を務めさせていただきます基幹相談支援センターの越智です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今、成年後見制度をめぐって国において制度の見直しが行われていますが、私自身もいろいろと記事を読んでいますと、本人の意思をどのように尊重して、支えていくことがこれまで以上に大きなテーマになっていると感じています。制度が必要な方をしっかり支えていく一方で、ご本人の自己決定が必要以上に制限されていないのか、状況の変化に応じた見直しができるのか、といった点について、改めて考える時期に来ているのかなと感じました。</p> <p>また地域では、四国中央市に限ったことではないですが、高齢化や単身世帯が増加し、成年後見制度を必要とする場面が増えて、支援のあり方は本当に多様化してきているのだと感じています。そういった状況もありますので、制度だけで完結するのではなく、地域の見守りや関係機関との連携も含めて、要するに本人の生活をどう支えていくのかが私たちに求められていると感じています。本日の審議会では、国の動きも踏まえて、この成年後見制度を使いやすく、本人にとって身近なものにしていくために、何ができるのかを、改めて考える時間になればいいなと感じております。</p> <p>この後、成年後見サポートセンターの鈴木さんからのご報告がありますので、皆さん、それぞれの立場から、忌憚ないご意見をいただければ幸いに思いますので、限られた時間ではありますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします</p> <p>○合田福祉部長あいさつ (合田部長)</p>					

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

皆さん改めましてこんにちは。本来であれば、閉会のときに挨拶させていただくところですが、本日、別の公務と重なったため、審議に入る前に、私と長寿支援課長は退席させていただきますのでご了承ください。

本日は昼間お忙しいところ、第2回成年後見制度利用促進審議会にご参集いただき誠にありがとうございます。また、日頃より当市の福祉行政に格別のご理解とご協力を賜りますこと、改めてお礼申し上げます。

本日は、市民後見人養成講座の進捗状況や活動支援等について説明があろうかと思いません。市民後見人の活動は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ない方にとっては、同じ地域に暮らす住民として、ご本人と同じ目線で相談し合える、寄り添い型の支援を体現するもので、地域共生社会の実現という観点においても幅広い活躍が期待されると考えております。

市といたしましても、社会福祉協議会をはじめ、関係機関の皆様方と連携・協力しながら、市民後見人の活動支援に努めて参りたいと考えておりますので、皆様のさらなるご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(委員紹介、配布資料確認、会議の成立宣言)

3. 協議事項 (議事進行 越智)

(1) 市民後見人養成研修の進捗状況について (事務局鈴木)

資料 1、市民後見人養成研修の進捗状況についてをご覧ください。これからご説明する中で、令和7年10月29日に開催されました、四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会の皆様からご意見ご助言いただいたことにつきましても、あわせてお伝えさせていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。それではスライド番号2をご覧ください。市民後見人として活動するまでの流れの概要になります。市民後見人養成研修は、基礎編の入門講座と基礎講座、そして、実践編の実践講義と実践演習で構成をされています。入門講座から実践講義までは、愛媛県が作成をした講義動画を各市町の会場で視聴をいたします。実践演習につきましては、松山市にあります愛媛県総合社会福祉会館で、県内の実践講義修了者に対して、県が集合研修を実施いたします。実践演習を修了された方のうち、市民後見人としての活動を希望する方につきましては、社会福祉協議会にて体験実習をしていただきます。この体験実習から市民後見人として活動するまでのスキームにつきましては、現在協議中となっています。

こちらのスライドでは、試験とバンク登録の後、一定期間の実務経験をする事になっておりますが、現時点では一定期間の実務経験の後に、試験とバンク登録をする方向で、検討中でございます。10月の協議会におきまして、この一定期間の実務経験の目安についてご質問がありました。愛媛県からは、受講生の状況に応じた一定期間を実務経験と示されておりまして、その期間や回数等につきましては、各市町の判断に任されることになっています。現在、県内の市町の検討内容も参考にしながら、四国中央市のスキームについて検討していることをご説明させていただきました。協議会のご意見として、市民後見を實際担われる方の負担や、不安をどれだけ和らげるための期間を担保できるかということと、もう1つは、選任機関である裁判所は市民後見人が一定の能力を担保できているかどうかというのを、ど

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

のように判断するのかという部分を検討することが肝要であるのご助言をいただいております。

また、オブザーバーでご参加いただきました、松山家庭裁判所西条支部からは家庭裁判所が市民後見人を選任するという場面で、一番気になる点としては、専門的知見を有さない市民後見人に対してサポート体制がどういったものであるかというご助言をいただいております。

協議会の後検討を重ねまして、現時点では社会福祉協議会の法人後見事業等において、1年以内、6日間の実習を受けていただく方向で検討をしております。また、今後は、選任機関である家庭裁判所との意見交換する機会を持ちたいと考えております。

続きまして、スライド番号3、愛媛県内の市民後見人の養成状況についてです。県内の市町の市民後見人養成の実施の部分につきましては、県内20のうち、令和6年度に実施しているのは10市町となっており、残り10市町については、実施していないという状況でした。参考として、令和7年度に入門講座と基礎講座を開催したのは、四国中央市と伊予市と松前町の3市町となっています。

続きましてスライド番号4をご覧ください。市民後見人養成研修の実施状況についてです。中段の四国中央市の欄をご覧ください。四国中央市では、令和6年度から養成研修を実施しており、令和6年度の基礎編・入門講座は16名、基礎編・基礎講座は14名の方が修了されています。令和7年度の基礎編・入門講座は、16名の方が修了され、基礎編・基礎講座は、12名の方が修了されています。実践編は令和7年度から実施されており、四国中央市においては、令和7年の11月に開催をいたしまして、令和6年度の基礎編修了者と、令和7年度の基礎編修了者の合計26名の方が受講されています。実践演習につきましては13名となっておりますが、これは県の予算の都合で、令和7年度の実践演習は、令和6年度に基礎編を修了された方しか受講できないことになったからでございます。この実践演習が令和8年の1月25日に松山市で開催され、13名の受講予定者のうち、11名の方が修了されている状況となっております。

続きましてスライド番号5をご覧ください。今後のスケジュールについてです。①の令和6年度に基礎編を修了された方は11月に開催された実践編の講義及び、令和8年1月25日に開催された実践編の演習を終了されましたので、今後は体験実習や実務経験を積んでいただく段階となります。そのスキームについては現在協議中でございます。

②の令和7年度に基礎編を修了された方は、11月に開催された実践編の講義を修了されていますが、1月25日の実践演習を受講することができなかつたため、1年遅れまして、令和9年の1月から2月ごろに開催される実践演習を受講していただき、その後、体験実習や実務経験を積んでいただく予定となっております。

続きまして、スライド番号6です。令和7年8月に実施をした基礎編と、11月に実施をした実践編の様子になります。このような形でスクリーンに県が作成をした研修動画を映写し、スピーカーで音声を流して受講していただいております。

続きましてスライド番号7をご覧ください。受講者の年齢層ですが、50代以上の方に多く受講をいただいております。

続きましてスライド番号8をご覧ください。令和7年度の市民後見人養成研修、基礎編を修了された方のアンケート結果の抜粋をご紹介します。1つ目の問い「研修終了後、ご

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

自身の活動についてどのようにお考えですか」については、家庭裁判所から選任された市民後見人として活動したいと回答された方は、12名のうち4名でした。また、ボランティアとして、何らかの形で権利擁護活動をしたいという方が4名、社協の法人後見支援員として活動したい方は2名という結果でした。2つ目の問い「研修終了後、フォローアップ研修を受講したり、交流するネットワークがあれば参加したいと思いますか」という問いについては、12名の方全員が参加したいと回答をされております。

続きましてスライド番号9をご覧ください。1月25日に開催された実践演習の受講を希望されていた方へのアンケート結果の抜粋を紹介いたします。1つ目の「ご自身の活動についての考え」につきましましては、家庭裁判所から選任された市民後見人として活動したいと回答された方は、13名のうち4名でした。また、ボランティアとして、何らかの形で権利擁護活動を活動したいという方が3名、社協の後見支援員として活動したいという方は5名という内容でした。2つ目の「研修終了後、フォローアップ研修を受講したり、ネットワークがあれば参加したいと思いますか」という問いについては、11名の方が参加したいと回答をされております。以上で市民後見人の養成研修の進捗状況についての説明を終わります。

【質疑応答】

(青木委員)

スライドの4番・5番ですが、1つ目に、他市では基礎編を毎年実施しないような状況も見られますが、四国中央市としては、毎年実施する予定なのか否か、もう1つが、令和7年度基礎編を受講された方の松山での実践編(演習)が1年丸々遅れる形になっていると思いますが、令和8年度以降のスケジュール等がどのようになるのか、もしわかれば教えてください。

(事務局鈴木)

1つ目の問いの、毎年、養成講座を実施している自治体と、していない自治体があるというのは、各自治体の判断となりまして、四国中央市においては、当初の計画でまずは3年間、市民後見人の養成研修を毎年するという計画がありましたので、それに基づきまして令和6年度、令和7年度の2年連続、基礎編の研修を開催させていただいております。ただ、その中で県の予算の都合で、実践編を受けられない方が出てきましたので、各市町では、令和7年度に基礎編を開催しないという自治体が出てきたという状況です。四国中央市においては、県からそういう連絡がある前に皆様にご案内させていただいておりますので、そのまま基礎編の研修を開催させていただいております。

2つ目ですが、令和8年度に基礎編を開催した場合、令和7年度と令和8年度の方々が一緒に受けられるかどうかということについては、当初、令和8年度に基礎編を受けた方が、もし、実践編を受けられないのであれば、令和8年度の基礎編の開催を見送ることを検討しておりましたが、先日、県の方に確認したところ、令和7年度の基礎編修了者の方と、令和8年度に基礎編を修了された方、合同で実践編を受けることができるだろうというお返事をいただきましたので、令和8年度の市民後見人養成研修を、四国中央市では、現時点では開催する方向で検討をしております。以上です。

(越智会長)

審議会に私自身も参加させていただいて、やはり担い手不足があるのかなと思い、自分自

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

身も担い手の1人になればと、令和8年度から研修カリキュラムに取り組もうかなと思っており、社会福祉士として、これから勉強していこうと思うのですが、ただ、4年から5年ぐらい研修カリキュラムを受講しないと成れないという現実があります。費用はもちろんですけれど、かなりの時間を費やしますので、それだけ時間とお金を使う以上できるだけ多くの方に携わりたいなと思っていますが、市民後見人だと基本的に報酬を受け取ることが少ないのかなと思う中で、ご本人の経済的負担っていうところは、かなり軽減されるというメリットがあると思いますが、この市民後見人の養成とか、その支援するコストっていうところを考えたときに、費用対効果って実際のところどれぐらいあるのか気になるところですが、費用対効果を検証する予定とか何かお聞きになっていますか。

(事務局鈴木)

市民後見人を養成するという目的の大きな1つに、家庭裁判所から市民後見人として選任される後見人だけを養成するのではなくて、例えば市民後見人を養成する中で、地域の中に権利擁護の視点を持った市民の方を増やしていく。そのことによって、地域福祉を向上させていく。権利擁護マインドを地域の中で醸成していくという効果も検討をされておりますので、単純に市民後見人として選任された方をどんどん増やしていくということに対してのコストとしては、確かに先行している自治体を見ていると、なかなか難しい。

去年1年間の中で市民後見人が選任された方は確か300人ぐらいと、資料で見た記憶はありますので、費用対効果の面で言うとどうなのかなというところはあると思いますが、先ほど申しましたように地域全体で権利擁護を強化していくという点でいくと、十分な費用対効果はあるのではないかと考えています。

(大西委員)

先ほどの回答で、市民後見人の数が300人くらいとお聞きしましたが全国の数字でしょうか。

(事務局鈴木)

はい、令和6年の1月から12月の統計で約300人だったと記憶しています。全国的にはまだまだ市民後見人として家庭裁判所から選任される方が少ないのが現状であるという点を申し上げたくてお話をさせていただきました。

(2) 市民後見人の活躍支援について

市民後見人の活躍支援についてご説明いたします。

資料2の「地域共生社会に向けた四国中央市における市民後見人の活躍支援の取組」をご覧ください。

スライド番号2をご覧ください。第二期成年後見制度利用促進基本計画では、優先して取り組む事項の1つに、市民後見の養成・活躍支援が位置付けられておりまして、都道府県・市町村・中核機関・家庭裁判所・専門職団体・当事者団体・その他の地域の関係者が密接に連携をして、市民後見人養成研修修了者が、後見人等としてだけでなく本人の意思決定支援など、幅広い場面で活躍できるようにするための、取り組みを進めることが重要であるとされています。また、ますます需要が増加することが見込まれる後見人等の担い手として、専門職後見人、親族後見人とは異なる視点からの支援が市民後見人に期待されています。一方で、先行して市民後見人を養成してきた自治体においては、養成研修修了者が実際に家庭裁

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

判所から市民後見人として選任されるケースが少ないという課題も明らかになっています。このような状況の中、四国中央市では、令和5年に自立支援協議会権利擁護部会が四国中央市における市民後見人像というのを提案し、四国中央市成年後見制度利用促進協議会においてご協議をいただきました。これからご説明いたします、四国中央市における市民後見人の活躍支援の取り組みにつきましても、自立支援協議会権利擁護部会から提案いただき、令和7年10月29日に開催いたしました協議会にてご協議をいただいております。

本日は、協議会に提出された資料を用いて、皆様にもご説明をさせていただきます。

それではスライド番号6をご覧ください。先ほど市民後見人の養成の進捗状況をご説明いたしました、こちらは養成研修が終了した後のイメージ図になります。市民後見養成研修修了者の中身が大きく分けて、市民後見人として受任を目指したいという方、受任は目指さないが、日常生活自立支援事業や法人後見支援員として活動したいという方、受任や生活支援員などは目指さないが、何らかの形で権利擁護活動をしたい方、特に活動は希望しないという方がいることが予測されています。特に活動は希望しないという方以外の方に市民後見人等連携ネットワーク（仮称）に登録していただきたいと考えています。このネットワークについては、後程説明をさせていただきます。一番上の、市民後見人として、住民を目指したいという方が、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の生活支援や、法人後見支援員として、一定期間の実習をするという形で実務を経験していただいた後、名簿登録試験を受けていただき、合格された方が市民後見人候補者名簿に登録をしていただきます。そのうち、市民後見人の推薦依頼があった場合に、市が候補者の推薦をして家庭裁判所が選任するという流れになっています。家庭裁判所から選任された方が、市民後見人として活動していただく予定となっています。

2番目の受任を目指さないが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、法人後見支援員として活動したいという方は、希望者のうち社会福祉協議会に採用された場合には、生活支援員や、法人後見支援員としてご活躍いただきたいと考えています。

3番目の受任や生活支援員などは目指さないが、何らかの形で権利擁護活動をしたいという方につきましては、権利擁護サポーター（仮称）としてご活躍いただける仕組みを構築していきたいと考えています。権利擁護サポーターについては、後程説明をさせていただきます。

ではスライド番号7をご覧ください。

市民後見人等連携ネットワーク（仮称）の設置について、現在、検討していることをご説明させていただきます。まず、目的としまして、市民後見人養成研修修了者が市民後見人等として、権利擁護活動を適切に実施するために、地域連携ネットワークの支援体制のもと継続してスキルアップを図り、市民後見人同士の交流や専門職等によるフォローアップにより、孤立を防ぎ安心して活動できるバックアップ体制を構築する。また、権利擁護サポーターとしての活動など、地域において広く、権利擁護の担い手として、活躍できる基盤を構築することとしています。実施主体は社協成年後見サポートセンターの中核機関としています。対象者は、市民後見人養成研修修了者となっていますが、基礎編のみ修了された方も含むというふうに考えております。市民後見人として選任された方、法人後見支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター（仮称）の方々としています。

活動内容の1つ目が、フォローアップ研修を受け、継続的に権利擁護に関するスキルアッ

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

プを図ること。2つ目が、研修会、交流会などにより関係機関や専門職との地域連携ネットワークを強化すること。3つ目が、権利擁護サポーターとしての活動や、広報啓発活動など、権利擁護支援を推進するなど市民活動を展開することとしています。

スライド番号9をご覧ください。市民後見人等連携ネットワークのイメージ図になります。市民後見人養成研修修了者の中には、後見人として活動される方、社協の法人後見支援員や生活支援員として活動される方、権利擁護サポーターとして活動される方が想定されています。この方々を中核機関と行政がバックアップをし、右に記載をしている四国中央市の成年後見制度利用促進協議会にご参画いただいている専門職団体や関係機関に、例えば研修講師や、交流会などを通して、フォローアップをしていただける仕組みを構築していきたいと考えています。

続きまして、スライド番号10をご覧ください。(仮称)四国中央市権利擁護サポーターの創設について検討している内容をご説明いたします。まず目的としましては、中核機関の関与のもとで、市民後見人養成研修修了者が権利擁護サポーターとして、ご本人が自分の意思をできる限り、尊重しながら選択の決定ができるように、情報提供・助言・調整や連絡の支援を行うこと。また、地域の権利擁護の推進を目的として、成年後見制度などの広報啓発活動に取り組むとしています。実施主体は中核機関が実施することとしています。

スライド番号11をご覧ください。対象者につきましては、市民後見人養成研修修了者のうち、先ほど説明をした市民後見人等連携ネットワークに登録をして、権利擁護サポーターとして活動を希望される方としています。活動内容が、1つ目が市や社協が実施するイベント等で協力し広報啓発活動に取り組む。2つ目が、地域や身の回りにおける権利侵害等を早期発見し関係機関へつなぐ。3つ目が、中核機関のマッチングにより、権利擁護サポーターが、利用者の方に自宅や入所施設の訪問をして、生活状況の見守り・情報提供・意思の引き出しなど調整を行う。この3の活動につきましては、当面は社会福祉協議会の法人後見、日常生活自立支援事業の利用者を対象とすることとしています。

ではスライド番号12をご覧ください。権利擁護サポーターが取り組む意思決定支援のイメージ図になります。中核機関は意思決定支援を必要とする市民とサポーターをマッチングし、権利擁護サポーターの活動について報告を受ける仕組みを想定しています。この権利擁護サポーターの方は、先ほど説明した市民後見人連携ネットワークも、まだまだ検討段階ではございますが、中核機関として市民後見人の方にご活躍いただくために今後取り組んでいきたいと考えているビジョンについてご説明をさせていただきました。

説明は以上となります。

(宗次委員)

養成研修修了の方が、市民後見人や生活支援員、法人後見支援員、権利擁護サポーターとして活躍していく中で、フォローアップがとても重要だということがわかったのですが、現時点で具体的にどういうことを計画しているということがありましたら、教えていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

(事務局鈴木)

市民後見人等連携ネットワークのイメージ図のほうにもありますように、成年後見制度の利用促進協議会にご参画していただいている専門職団体や関係機関の皆様は講師の依頼をして、年に数回フォローアップ研修などを企画して、実際に市民後見人養成研修を修了され

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

た方が、継続してスキルアップをしていくことができる環境を構築したいと考えています。あと、家庭裁判所の方から、市民後見人を選任するにあたっては、そのサポート体制がどういったものであるか、そこが重要視されると聞いておりますので、今後、先行して取り組んでいる自治体を参考にしながら、また、家庭裁判所とも協議をしながら、市民後見人のバックアップ体制の内容について検討していきたいと考えております。

(協副会長)

権利擁護サポーターのところで、10月に開催した成年後見制度利用促進協議会に私も出席していたのですが、その時にご本人の個人情報の取り扱いを考えると、なかなかハードルが高いのじゃないかといったご意見があったように記憶しているのですが、その後何か検討されたことありますか。

(事務局鈴木)

当面は社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用者と、法人後見、被後見人を対象として行ってみるということは協議会でもご説明させていただきました。

協議会后、権利擁護サポーターとして派遣する場合は、日常生活自立支援事業の利用者、また法人後見被後見人に対して、個人情報の取り扱いの同意書を取った上で、派遣することを検討しました。また、広報活動に関わっていただく権利擁護サポーターは、基礎編のみの修了者の方でもいいのでは、ということでしたが、実際に利用者に対して派遣する方につきましては、養成研修をすべて修了した方、名簿登録者の方に、対応いただくのが一番いいのではないかと現時点では考えております。

(3) 中核機関活動実績報告

(資料3 中核機関活動実績報告 の説明)

【補足事項】

○3 ページ、イ) 市民向け啓発活動

地域包括支援センターにおいて、11月6日に愛媛県社会福祉士会の劇団の方に、権利擁護啓発劇を披露していただきました。また、今週土曜日には皆様にもご案内をさせていただいております「詐欺対策と権利擁護講演会」を予定しております、現時点で110名程度の申し込みをいただいております。

出前講座につきましては、12月までは実績はありませんでしたが、1月25日に、四国中央市障がい者福祉団体連合会からご依頼のありました、一般教養講座にて法人後見の活動というテーマで、中核機関よりお話をさせていただいております。

○4 ページ、エ) サービス事業所向け啓発活動

令和7年度は、介護・障害者サービス事業所向け研修会を合同で実施することとしまして、12月9日に、社団法人愛媛県権利擁護センターの代表理事、山本さんに本人情報シートの書き方と、後見業務の実際というご講義をいただき、53名の方が参加されております。

○6 ページ、イ) 相談件数 (実人数)

成年後見制度等に関する相談件数につきましては、今年度より生活福祉課の件数の中に、基幹相談支援センターにおける相談の件数も含んだ件数を記載しています。

【質疑応答】

(越智会長)

中核機関活動実績報告について、事務局より説明がありましたが、委員の皆様からご質

問・ご意見などありましたら挙手をお願いいたします。

では、私から6ページの受任者調整の実績と開催状況についてですが、今年度の開催状況の中で制度利用の再検討という記載が2ヶ所あるのですが、その前提に方針決定会議で、成年後見制度の利用が適切と決定しているケースなのに、差し戻したってということになるのでしょうか。それともこの受任調整会議では方針決定も行っているということなのでしょうか。

(事務局鈴木)

成年後見制度の利用が必要と思われるケースについて、まず、ケース会議を行いまして情報を収集します。その後、市の担当課・成年後見サポートセンターの中核機関において方針決定会議を開催いたしまして、そこでケースについて検討し、成年後見制度の利用が必要だと判断されるケースにつきましては、次の受任調整等委員会でご検討いただくことになっています。受任者調整等委員会では、その本人に合った候補者を選定するということと、その前に、もう一度ケースを振り返って、この方に果たして本当に成年後見制度が必要なのか。それとも、もう一度他の制度を検討し、そちらの方で対応した方がよいのではないかな等の検討を合わせてしていただく仕組みとなっております。よって、受任調整等委員会の中でも、別の制度について再検討をしてみるという結果が出るということになります。

(越智会長)

実際の現場では、本当にどうにも困って、ようやく成年後見制度にたどり着くのかなというイメージですけど、こういった形でご意見があるってということなら、現場での困り感も続いて、最前線にいる人たちが疲弊する一方なのかなというところも気になるのですが、具体的にこの2件、他の制度利用を再検討ということで、何かすごく良い改善策が出たのでしょうか。

(事務局鈴木)

1件目(4月)のケースにつきましては、もう一度他の制度を検討するという事になったことを受けまして、ご本人、関係機関の方とお話をさせていただきました。その結果、日常生活自立支援事業の利用も再度検討していくということになりました。その結果、成年後見制度を利用するのではなく、日常生活自立支援事業の方でその方の生活を支えていくというような結果になりました。

2件目(10月)のケースにつきましては、まだ答えは出てないのですが、これは条件つきでもう一度検討して、まだ難しいよう状況が続くようでしたら、もう一度受任調整等委員会で検討するという事にもなっておりますので、状況に応じて検討を重ねているという状況になります。

(越智会長)

また何かこういった制度を利用して、救われたっていう方のケースとかも、事例紹介いただけたらと思いますのでよろしくをお願いします。

他に参加されている皆さんの方からご質問などありましたら挙手をお願いします。特にないようですので以上で本日の審議事項は全て終了いたします。

【審議終了】

4. その他(事務局鈴木)

続きましてその他に移ります。報告事項といたしまして、次回の審議会の日程については、令和9年の2月初旬頃を予定しております。まだ確定はしておりませんが、日程の方が決まりましたら、ご案内させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

令和7年度第2回 四国中央市成年後見制度利用促進審議会 議事録

報告については以上となります。

5. 閉会（生活福祉課 田邊課長）

閉会の挨拶は部長の合田が行う予定でしたが会議が重なってしまい、会の冒頭でご挨拶をさせていただいたと思います。私も会議出席直前に来客があり遅れてしまい申し訳ありません。

先ほど事務局の方からも説明がありましたように、困っている方が成年後見制度を利用していくために、今年度から社会福祉協議会に委託をさせていただいて、運営方針を立て、進めてもらっているところです。

審議会ですが、現在、進めている成年後見制度利用促進基本計画において3年間の計画のうち、今年度は1年目が終わったところです。その計画の中では、市民後見人を3人育成するというのを目標に掲げさせていただいております。手法として、今事務局の方でいろいろ考察もしながらそこに向かって進めていく。さらには受講していただいた方が、この中の運営に携わっていただく様々な手法を検討していただいているものを今回ご提案させていただいているものでございます。また来年以降、また更にこちらの方の運営を固め市の方も一緒になって協議し、成年後見制度の利用促進に努めてまいりたいと思います。

（事務局 鈴木）

以上をもちまして、令和7年度四国中央市成年後見制度利用促進審議会を終了いたします。ご審議、また、会の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。